

石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

石垣市放課後児童クラブ条例施行規則(平成31年石垣市規則第16-3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(令和4年石垣市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 放課後児童クラブの定員は、次のとおりとする。

| 名称 | 定員(人) |
|---------------|-------------|
| 石垣小学校放課後児童クラブ | 35人(1支援あたり) |
| 新川小学校放課後児童クラブ | 35人 |

(指定管理者の募集)

第3条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者に放課後児童クラブの管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募する。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 申請の資格及び方法
- (5) 条例第15条の規定による選定の基準
- (6) 保育料に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、石垣市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(対象児童)

第4条 条例第5条第2項に規定する児童は、心身の障害、家庭の状況その他やむを得ない事情があると指定管理者が認める児童とする。

(休所日等の変更)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、休所日等・開所時間変更承認申請書（様式第1号）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 条例第6条ただし書の規定により休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めるとき。

(2) 条例第7条第2項の規定により開所時間を変更するとき。

（入所承認の申請等）

第6条 条例第8条の規定により、放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、別に指定管理者が定める入所の申請に係る書面により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、条例第8条第2項の規定により入所の承認をしないときは、当該児童の保護者に対し、指定管理者が別に定める入所の不承認に係る書面にその理由を記載して通知しなければならない。

（保育料等の減免）

第7条 条例第11条に規定する特別な理由とは、放課後児童クラブを利用する児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該定める額を減額又は免除する。

(1) 児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている場合 全額

(2) 児童の属する世帯が災害、病気その他やむを得ない事由により保育料を納付することが困難になった場合 市税の減免に関する要綱（平成18年石垣市告示第115号）第2条に定める額

（保育料等の不還付）

第8条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

(1) 翌月以降の保育料等を支払ったにもかかわらず、当該月で退所する場合 翌月以降の支払った保育料等の全額

(2) その他指定管理者が特に必要と認める場合 既に支払った保育料等の一部又は全額
（指定管理者の指定の申請）

第9条 条例第14条の規定による指定を受けようとするものは、石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書（様式第2号）に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブの施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書面
 - エ 市税等の滞納がないことを証明する書面（義務履行証明書）
- (3) 放課後児童クラブの施設の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に定めるもの
 - ア 前事業年度の収支決算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
 - ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
 - オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
 - カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 入所児童の受入計画
- (3) 事業運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

（選定結果の通知）

第10条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者候補者の選定をしたときは、法人等に対し、石垣市放課後児童クラブ指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）により通知する。

（指定管理者の指定）

第11条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管

理者に対し、石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定書（様式第4号）を交付する。

（協定の締結）

第12条 条例第16条に規定する協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 放課後児童クラブへの入所手続等に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 保育料等に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 管理費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第13条 市長は、条例第17条第1項の決定を命ずるときは、石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定取消等命令書（様式第5号）により行うものとする。

（事業報告書）

第14条 条例第19条に規定する事業報告書は、石垣市放課後児童クラブ指定管理者事業報告書（様式第6号）によるものとする。

（市長による管理）

第15条 条例第22条第1項の規定により、市長が放課後児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの規則の適用については、第4条、第6条及び第8条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

石垣市長 様

放課後児童クラブ指定管理者

印

休所日等・開所時間変更承認申請書

下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 施設の名称

2 変更項目

3 変更内容

変更前

変更後

4 変更理由

| | |
|--|------------------------|
| 第 年 月 日 号 | |
| 様 | |
| 石垣市長 印 | |
| 石垣市放課後児童クラブ指定管理者候補者選定結果通知書 | |
| 年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。 | |
| 公の施設の名称 | 石垣市放課後児童クラブ（ 放課後児童クラブ） |
| 公の施設の所在地 | 石垣市 |
| 選定した法人等 | |
| 選定した理由 | |

様式第4号（第11条関係）

| | |
|---|------------------------|
| 第 年 月 日 号 日 | |
| 様 | |
| 石垣市長 | |
| 印 | |
| 石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定書 | |
| 石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり指定管理者に指定する。 | |
| 管理する施設の名称 | 石垣市放課後児童クラブ（ 放課後児童クラブ） |
| 管理する施設の所在地 | 石垣市 |
| 指 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考 | （Blank area for notes） |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------------------------|--|--|------------------------------------|----|---------|------------------------------------|--|---------|
| <p>様</p> <p style="margin-top: 20px;">石垣市長</p> <p style="margin-top: 20px;">石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定取消等命令書</p> <p style="margin-top: 20px;">石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。</p> | <p>第 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">印</p> | | | | | | | | | |
| <p>決 定 の 内 容</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 指定の取消し</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">期間</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">年 月 日まで</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 指定の取消し | | | <input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止 | 期間 | 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止 | | 年 月 日まで |
| <input type="checkbox"/> 指定の取消し | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止 | 期間 | 年 月 日から | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止 | | 年 月 日まで | | | | | | | | |
| <p>上 記 の 決 定 を し た 理 由</p> | | | | | | | | | | |
| <p>備 考</p> | | | | | | | | | | |
| <p>教示</p> | <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石垣市に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | | | | | | | | | |

年 月 日

石垣市放課後児童クラブ指定管理者事業報告書

石垣市長 様

指定管理者 郵便番号
所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

印

石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第19条の規定により、 年度の事業
について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

石垣市放課後児童クラブ（ 放課後児童クラブ）

3 放課後児童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況

4 保育料等の収入の実績

5 放課後児童クラブの管理に係る経費の収支状況

6 その他放課後児童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項